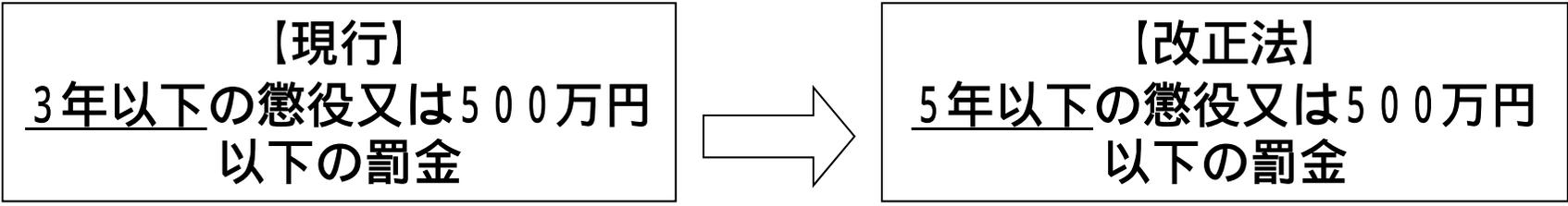


2. 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

カルテル・入札談合等は後を絶たず，法人のみならず，実際に調整行為を行う個人に対する抑止力を確保することが重要であること，
他の経済関係法令・諸外国競争法との比較においても，低い水準に留まること，
から，不当な取引制限等の罪に係る自然人に対する罰則を以下のとおり引き上げる。



他の経済関係法令及び諸外国競争法における自然人に対する懲役刑等の上限

法令等	金融商品取引法		特許法		不正競争防止法		米国・反トラスト法 (カルテル等)	カナダ・競争法 (カルテル等)
	インサイダー取引等	風説の流布等	特許権等 みなし侵害	特許権等 侵害	不正競争 行為等	営業秘密 の詐取等		
懲役等	5年	10年	5年	10年	5年	10年	10年	5年